

食品安全委員会微生物・ウイルス専門調査会 ワーキンググループ第8回会合 議事録

1. 日時 平成21年3月6日（金） 10:00～11:42

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

牧野WG座長、荒川専門委員、牛島専門委員、春日専門委員、関崎専門委員、中村専門委員、
西尾専門委員、藤井専門委員、藤川専門委員

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、北條評価課長、猿田評価調整官、横田課長補佐、白銀専門官

5. 配布資料

資料 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価書（案）

6. 議事内容

○牧野WG座長 おはようございます。それでは、時間ですので、ただいまから第8回「微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループ」会合を開催したいと思います。本日は、大変お忙しい中を御出席ありがとうございます。本ワーキンググループは公開で行いたいと思います。

議題に入ります前に、事務局の方から配布資料の確認をお願いいたします。

○白銀専門官 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿を除きまして、1点でございます。右肩に資料と書いてございます「鶏肉中のカ

ンピロバクター・ジェジュニ／コリ」の食品健康影響評価書（案）1点でございます。

また、机の上にファイルしてあります資料は、食品健康影響評価書（案）の参考文献でございます。

以上でございます。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、参考文献につきましては、著作権等の関係で、本日、傍聴の方々には配布しておりませんので、御了承いただきますようお願いいたします。

○牧野WG座長 それでは、議事に入らせていただきます。本日の審議の進め方ですが、前回のワーキンググループでいただきました御意見等を第Ⅶ章までに反映させていますので、まず、その部分の確認をしたいと思います。そしてその後第Ⅷ章について、前回のワーキンググループ後に各専門委員からいただきました御意見をとりまとめて「Ⅷ まとめ及び今後の課題」として整理しましたので、その部分の議論をしたいと思います。

そして最後に、もう一度全体について御意見等をいただいた上で、今後の進め方の確認をしたいと思います。

それでは、まず第Ⅴ章～第Ⅶ章までの部分について、加筆・修正部分の確認をさせていただきます。前回のワーキンググループの後に、各専門委員からいただきました今後の定量的リスク評価に向けたデータの収集等についての御意見は、個々の内容から第Ⅴ章に記載すべきものと判断しまして、（５）の今後の定量的リスク評価に向けた課題等として、新たに項目を追加して記載しております。

それでは、訂正箇所等につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

○白銀専門官 それでは、資料の8ページ「Ⅰ はじめに」というところでございますが、そのこの12行目から下線が引いてございますが、ここが追加になった部分でございます。今回の資料全体につきましては、見え消し版で資料をそのまま印刷してございます。ですから、下線が引いてあるところが追加された部分で、取り消し線が引かれている部分が消された部分ということでございます。

話を戻しますと、12行目「コーデックス委員会や FAO/WHO 合同専門家会議で示されたマニュアルやガイドラインに示された微生物学的リスク評価の手順等を参考に」という部分を追加してございます。今回、評価に使いましたモデルの基本構造は、国際的に行われている手法に準拠しているということを示す必要があるだろうという御意見がございましたので、ここを追加したところでございます。

24ページ「（５）現状のリスク管理」の「②食鳥処理場における対策」のところ、下線部分が追加になっておりまして、こちらは、前回の資料をリスク管理省庁の方に御覧いただきまして、修正・追加等の意見があればということでもいただいたものを踏まえて書き加えたものでございます。

29 行目に「『一般的な食鳥処理場における衛生管理総括表』（平成 18 年）を公表し」というところが追加になっております。そして、この中身を追加した関係で、31 行目「カンピロバクター対策については、当該指針等に基づき、湯漬けにおける適正な温度管理、腸内容物による食鳥とたいへの汚染防止のための機械の正常化稼働の確認、冷却における適正な塩素濃度等の確保」という部分を追加してございます。

25 ページ、③、④も同様でございまして、③の 5 行目「食肉処理場等における流通食品の衛生確保については、各事業者において食品衛生法に基づく管理運営基準等の遵守や自主的な取組が行われるとともに、施設を管轄する自治体による監視指導や流通食品の検査により行われている」「カンピロバクター対策については、一部で自主的な管理基準を設けて取組を進めているところがある」というところを修正してございます。

④の 14 行目、「飲食店等においては、③と同様、各事業者の自主的な取組や、施設等を管轄する自治体における監視指導や提供食品の検査が行われており、原材料の加熱調理の徹底等が盛り込まれた Q & A によって食中毒予防策の普及啓発も進められている。」という文章に修正してございます。

そのページの 40 行目、問題点の抽出のところで「従って、汚染・非汚染農場の区分が行われずに食鳥処理場に搬入され」という部分を追加してございまして、ここは全体を通じて、区分処理を行うに当たり、農場での区分が必要ということが明記されているところがないという御意見がございましたので、これを追加したところでございます。

39 ページ目は、モデルの概要について記載されている部分の一部なんですけれども「③冷却水の塩素濃度管理の徹底」の 18 行目「なお、CFIA/USDA（未公表、1999）で検討された塩素添加モデルでは、冷却槽内の遊離塩素濃度が 1～5 ppm に達するように十分な量の塩素を添加する場合を想定している」を書き加えてあります。この評価に用いましたモデルでは、CFIA/USDA のモデルを用いておりますが、ここで用いられた塩素濃度の条件が、ほかのところでも明記してございませんでしたので、明記すべきという御意見に従い、ここに追加したところでございます。

49 ページ「2 解析結果」の「(4) 考察」のところでございます。「①年間感染者数」のところで、前回のワーキングで感染率という言葉の定義がはっきりとしてないという御指摘がございましたので、言葉を使い分けるという趣旨で書き換えしたものでございます。

34 行目に、「感染者のうち「発症」に至る者の割合（感染－発症比）」と置き換えております。

同様の理由で、50 ページの 21 行目、カンピロバクター食中毒の発症率という言葉を使っている、ここが紛らわしいという御指摘がございましたので、「発病率（患者数／摂食者数）」として、明確に意味するところがわかるように記載したものでございます。さらに、「発症率」という言葉を表

中でも使っていましたので、「発病率」という言葉に直しております。

同じページの 39 行目、「今回の解析結果については、モデルで使用したデータが限定されていたため、各段階で仮定を持ち込んだため不確実性が大きくなっており、その影響で推定結果が大きくなっていくことが考えられる。一方、国内における疫学研究結果等から推定された発生率については、かなり詳細に実施された調査をもとに単一県内の発生率を推定しているが、その結果を単純外挿して全国の発生率を算出しており、不確実性の内在を否定できないものとなっている。」と他の研究等の比較のところ、少し考察を加えたところがございます。

同じ 51 ページの 13、14 行目でございますが、前回の御議論の中で御指摘がございました部分を付け加えたということで「しかし、諸外国とは調査手法が異なっていることや食文化が異なるため、推定結果を単純に比較することはできないことに留意すべきである」という部分を追加してございます。

21 行目からの (5)、ここが今、座長からお話ございました、前回のワーキング後に先生方から御意見をいただいた部分を取りまとめたものでございます。

「①食肉処理場における汚染率・汚染濃度の把握」、解析に用いたモデルでは、食鳥処理場と食肉処理場が同一施設内に併設され、連続した作業が行われることを前提としております。したがって、異なる施設においてこれが行われる場合や、連続して行われない場合にあっては、モデルの枠組みを変更する必要がある。そして、データの収集を別途行う必要があるということをごここに記載してございます。

「②部位別汚染率の把握」、解析に用いたモデルでは、汚染鶏が処理された鶏肉では、すべての部位が汚染されているという仮定が用いられております。そのため、交差汚染率が過大評価されている可能性があるということで、より精緻なリスクを把握するために汚染鶏における部位別の汚染率に関するデータ収集を行う必要があると考えるということが書いてございます。

「③不十分加熱調理等の割合の把握」、通常喫食される加熱処理食品は、唐揚げ等、一口で喫食できるものが多いと考えられるので、消費者の方が十分に加熱されているかどうかの把握をしていない可能性があります。また、生食割合についても、社会通念に比較して、高い傾向が見受けられる。これらの割合の把握に当たっては、消費者に直接訪ねる方法等の採用、質問の工夫、こういうことを検討する必要があるということが書いてございます。

「④菌量反応関係及び発症率の把握」、現在、各国の評価で用いられています菌量反応に関するデータは、Black らの文献しかなく、このデータでは菌量と感染との関係については数式化ができるわけですが、発症との関係を数式化するにはデータが不足しているということがございます。そのため、今回の解析では、発症率を推定することは困難という結論になっております。発症機構の

解明とともに、菌量と発症との関係を推定するためのデータ収集及び菌量反応に関する研究を更に進める必要があるということを記載してございます。

「⑤免疫機構に関する知見の確立」、ここは、カンピロバクター食中毒の発症に関しては、免疫機構が影響を及ぼしていると考えられているということで、この発症機構の知見が確立していないため、このモデルではこの影響が考慮されておられません。より精緻なリスクを把握するために、免疫機構についての知見の確立、そして感染率のモデル化に反映させていく必要があるということが、ここで書かれてございます。

54 ページ「(3) 発症の持続期間等」、感染性腸炎研究会がとりまとめております、感染性腸炎入院例の調査結果を入手することができましたので、表 45 を新たに追加してございます。これは国内データということでございますので、追加をさせていただいております。このデータで示された数値を、それ以降の文章に置き換えたということでございまして、解熱に 3.5 日、下痢が回復するのに 5.4 日ということが、この表に示されているということを記載してございます。

「(4) 感受性集団について」、ここも感染性腸炎研究会がとりまとめた感染性腸炎入院例の調査結果を表 46 として、新たに追加してございます。この表によりますと、0～9 歳が約 33%、20～29 歳が約 30%、10～19 歳が約 20%であり、30 歳未満が全体の約 80%を占めている。そして男女比が、4 対 3 であることが示されているということで、この年齢区分につきましては、前回のワーキングで 0～29 歳では、あまりにも幅広過ぎるということでしたので、ここをもう少し細かく表現したところでございます。

55 ページ「2 GBS (ギラン・バレー症候群)」です。ここと (1) の間に、1 段落文章を追加したところでございます。この追加につきましては、カンピロバクターとギラン・バレー症候群との関連についての認識、これがこの評価書全体で不明確だという御意見がございまして設けたものでございます。「カンピロバクター感染症と GBS との関連については、各国の疫学的研究成果から関連のあることが裏づけされている。しかし、これらの関連については、病原体と宿主の分子相同性に関する知見など、発症機序の一端は明確になりつつあるものの、病原体と生体側双方には未解明の要因があり、現在解明が進められているところである。したがって、ここでは、カンピロバクター腸炎と GBS との関連について、疫学的知見の記述にとどめる。」こととするという文章を追加したところでございます。

この認識について、こういう記述でいいのかという御議論をいただけたらと考えております。

まだ未解明の部分があるということを示しておりますので、56 ページの (5) の *C.jejuni* 腸炎から GBS に進展する患者数という、疫学データを用いて、更に疫学データから推定を重ねたものという試算をしたところでございますが、ここについては未解明の要因がまだあるということでは

ので、削除させていただくということで、取り消し線が引かれてございます。

58 ページ「Ⅶ 食品健康影響評価結果」です。10 行目に年間感染者数の推定値について「ただし、この推定結果は限られたデータ及び様々な前提条件・仮定のもとに作成した評価モデルを用いて行われており、そのため不確実性が含まれていることに留意すべきである」という文章を追加してございまして、また以下の文章については、前回のワーキングのときに削除すべきということでしたので、ここは削除したということでございます。

項目立てでございしますが、「感受性集団」の項が一番最後に（4）として記載してございましたが、ここはカンピロバクター感染症の結果について記載する節ですので、並べる順番としては、3 番目に持ってきた方が座りがいいということで、3 番目に位置をずらしたということです。

25 行目の（4）、ギラン・バレー症候群との関連でございしますが、先ほどの記述を入れた関係で、「カンピロバクター感染症と GBS との関連については、疫学的データから GBS 先行感染症の一つとして考えられているが、この発症機序については未解明の部分がある。疫学的データによれば、*C. jejuni* 感染症から GBS に進展する確率が 1/1,000～1/3,000 と考えられており、日本での年間発生率は人口 10 万人当たり 0.4～4 人と考えられる。」というふうに修正してございます。

59 ページ、21 行目「（2）対策の順位付け」。表 50 で説明していることを 24 行目から本文中で説明するという趣旨で「ただし、対策の指標を 80% 低減されることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある」という文章を追加してございます。

60 ページの表 50 の下の※の説明のところは、文字が小さ過ぎたということで、若干大きくしてございます。

60 ページ「3 その他」ですが、10 行目から「また、今回の評価では鶏肉を対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は感染水、井戸水からも菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある」。ちょっと厚い評価書（案）となつてございますので、この評価結果のみ取り上げられることが多いので、その他の留意事項についてもここに記載したところでございます。

以上でございます。

○牧野WG座長 どうもありがとうございました。特に 51 ページに新たに追加された部分、あとギラン・バレー症候群で相当な部分を削っておりますので、その点等について、それからその他の部分の追加等についても御議論いただきたいと思っております。御意見等ございましたら、よろしく願います。

藤井専門委員、どうぞ。

○藤井専門委員 直接内容のことではないのですけれども、8ページの26行目以降のところでは年号を直されていますが、途中で直っていたり、直っていなかったりするので、西暦か和暦かのどちらかにしてください。例えばすぐ上のところも平成が残っておりますね。もし必要だったら、括弧でどちらかを入れるという形の方がいいかと思います。

○牧野WG座長 これは西暦の方がいいかもしれないですね。1回全部変えるようにしてください。

○白銀専門官 了解いたしました。

○牧野WG座長 そのほか、御意見等ございますか。

西尾専門委員、どうぞ。

○西尾専門委員 25ページの16行目に「『カンピロバクター食中毒予防について(Q&A)』によって食中毒予防策の普及啓発も進められている」と書いてありますが、これは食品安全委員会あるいは厚生労働省とかを入れなくて良いですか。

○牧野WG座長 これはどこのものですか。

○白銀専門官 厚生労働省がつくられているものでございます。それを入れるべきという御意見ですね。

○西尾専門委員 そうです。これだけだとどこに出ているかわからないですから。

○牧野WG座長 では、そのようによろしくお願いします。

中村専門委員、どうぞ。

○中村専門委員 今の25ページの11行目で「一部で、自主的な管理」というのは「一部」だと思います。

④で「飲食店等においては、③と同様」とありますが、この③と同様のときに「一部」が含まれるのかどうかということで、これも一部な気がするわけです。③は一部だということもわかるんですけども、4のここも「一部」というのをくみ取れないと、全部がやっているみたいな話になってしまう気がします。

○牧野WG座長 どうぞ。

○白銀専門官 ここの趣旨でございますが、「③と同様」という部分を省略していますのは、「各事業者において管理運営基準等の遵守、自主的な取組が行われている。」というところを省略し「③と同様」と書いたものでございますが、そこをきちんと書くべきということであれば、そこはもう一度書くということで対応させていただきたいと思います。

○中村専門委員 4のところも全部でやっているような感じもしないので、そうやっているところもあるというのは、「一部」みたいな方がいい気がするんですけども、いかがですか。

○白銀専門官 事務局からですが、こちらでは、一般の衛生管理については、各事業者で取組がさ

れており、管轄自治体でも、監視指導、検査ということが行われているという趣旨で書いてございまして、カンピロバクターについては、それ以降のところでは原材料等の加熱調理の徹底が盛り込まれたQ&Aによって普及啓発が進められているという趣旨で書いたものでございます。

○中村専門委員 なるほど。そうすると「③と同様」となると、③がかぶってしまう話になって、何となくすっきりしないですね。

○白銀専門官 そこは「同様」ではなくて、きちんと記入したいと思います。

○中村専門委員 わかりました。

○牧野WG座長 そのほか、御意見ございますか。よろしいですか。特に51ページの新たに加えたところの文言等で問題等があれば、お願いしたいのですけれども、よろしいですか。

あとは、ギラン・バレー症候群のところの全体をカットした。例えば56ページの(5)をカットしています。その辺はこれでよろしいかどうかというところですね。前回は議論に出たと思えますけれども、あまり直接書く必要はないだろうということで、全部カットしております。この辺はよろしいですか。

中村先生、よろしいでしたか。

○中村専門委員 ここの部分は専門でないもので、ちょっと悩ましいところですね。

○牧野WG座長 あと、54ページの感染性腸炎研究会の方は、横浜の相楽先生に相当御意見をいただいて、修正、加筆したところでしたか。

○白銀専門官 こちらは、感染研の感染症情報センターの方でデータをいただいて、追加したということでございます。

○牧野WG座長 西尾専門委員、どうぞ。

○西尾専門委員 これは入院患者数ですね。このときの受診患者の総数はわからないですか。

○白銀専門官 文献に載っていますデータがこれだけでございました。

○牧野WG座長 第VII章まではよろしいですか。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 今、言われた受診患者というのは、恐らく医師が届出ますので、いわゆる届出をしている人たちがすべて受診者ではないかなと思います。

もう一点ですが、54ページの「下熱が3.5日」というのは下熱までが3.5日、あるいは普通は発熱が3.5日という書き方がわかりやすいのではないですか。次に「下痢が」とあるので、下痢が続くのが5.4日だという意味だと思います。ですから「発熱が3.5日」の方が正確ではないかと思えます。

○牧野WG座長 では、その辺は修正したいと思います。

ほかにどなたかございますか。西尾専門委員、どうぞ。

○西尾専門委員 表 46 のところで、0～29 歳までは非常に発病率が高いですが、40 歳以上が低いというのは、何か理由があるのでしょうか。

○牧野WG 座長 やはり、免疫の問題だと思います。その辺がまだはっきりわかっていないということだろうと思います。ただ、乳幼児の方は弱いということだろうと思います。

○西尾専門委員 私も免疫だと思いますが、そうすると 40 歳以上の人は発病率がかなり抑制されるのではないかと考えられるのですけれどもね。

○牧野WG 座長 ただ、55 ページのギラン・バレー症候群の前のところで「特別な感受性集団の存在を結論づけることは困難である」と言っていますので、それ以上の理由は、この中では言及できないのかなと思います。

○西尾専門委員 それ以外に免疫のデータがないですから、仕方ないですね。困難だと思います。

○牧野WG 座長 よろしいですか。

春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 今、御紹介のありました感染性腸炎研究会は、カンピロバクターに限らず、感染性の腸炎に関する臨床データを唯一長い期間統計的に集めている研究会です。私も関係者から伺ったところ、本当に研究会に参加している方々がボランティアでデータを集めていらっしゃるということで、なかなか予算的な措置もままならない状態で努力されているようです。

このように、微生物学的なリスク評価を今後ほかの病原体についても進めていくに当たって、やはり臨床症状がどういうことなのかということは、基本的に絶対に把握しなければいけない項目だと思うのですけれども、それを網羅的に集める組織、システムがほかにないということであれば、62 ページの一番下の「3 その他の課題について」というところで、やはりそういう面での研究も今後推進すべきということ盛り込んだ方がいいかと思います。

具体的には、(2) や (3) ともう少し組み変えることが必要かと思うのですけれども、単に食中毒患者数を把握する手法だけ、あるいは合併症だけに関する研究ということではなくて、感染症そのものについて、もう少し多角的、網羅的に情報を収集するシステムが必要であるということを書いてはいかがでしょうかと思います。

○牧野WG 座長 臨床との協力で患者数の実数把握、臨床症状の把握の文言を入れた方がいいということですね。

○春日専門委員 はい。単純にリスク評価に使おうとすると、暴露された人のうち感染した人の割合、感染した人の中で発症する人の割合ということが、目先の意味では必要になってくるわけですが、実際に発症者の中でも重篤度を考慮していくのがリスクという概念になりますので、重

篤度をもっと精度高く分析するためには、先ほど小泉委員がおっしゃったように、発熱がどのぐらいなのか、重篤な下痢が何日ぐらい続くのか。その中で、一部は合併症を発症して、何年にもわたって障害を背負って生きていかなければいけない方もいらっしゃる。そういうことを精度高く分析していくためには、臨床症状のデータが不可欠だと思います。そういう意味です。

○牧野WG座長 おっしゃるとおりだと思います。この辺で御異論がなければ、少しこのところを組み換えて、書き換えたいと思いますが、よろしいですか。

○春日専門委員 はい。

○牧野WG座長 その辺の文章は、こちらにお任せいただくということで、ほかにどなたか何かございますか。

なければ、第Ⅶ章については、とりあえずこの場では御賛同を得られたということで、よろしいですね。

○西尾専門委員 その他の 11 行目のところですが「ペット動物又は河川水、井戸水からも菌が検出されており」とあるのですが、ここは「本菌」と「カンピロバクター」とかを入れないと、細菌全般にとらえられる可能性があります。

○牧野WG座長 では、この辺は書き換えたいと思います。よろしくお願いします。

そのほか、何かございますか。

それでは、第Ⅶ章までは、こちらの方で事務局と一緒に加筆等をして、書き直したいと思います。

次は、今、春日先生のおっしゃったところも少し入ってしまうのですが、61 ページの第Ⅷ章に進みたいと思います。

前回の資料では、この章のタイトルを「Ⅷ 提言」としておりましたけれども、記載内容が食品安全委員会自らの役割でもありますリスクコミュニケーションについても触れておりますので、タイトルを「Ⅷ まとめ及び今後の課題」に修正しております。

前回のワーキンググループの後、各専門委員から多くの意見をいただいております。この章に記載されております内容につきましては、複数の専門委員から同様の意見をいただいておりますので、その点を中心に反映した形で書き直しております。

ここで具体的な議論に入ります前に、1つ御議論いただきたい点がござります。今回の評価では、微生物・ウイルス関係で初めての自ら評価となりますので、今後の評価の参考となります。ですから、慎重に議論したいと思いますけれども、食品安全委員会の役割として、評価書をどこまで書くべきなのかということについて、御議論いただきたいと思っております。その後、具体的な表現等について議論したいと思います。よろしいでしょうか。

御承知のとおり、食品安全委員会では、リスク管理機関とは独立して、中立・公正の立場で科学

的にリスク評価をすることが責務となっております。この点を踏まえて、この場でしっかり議論していきたいと思っております。

この点につきましては、他の専門調査会との関係もありますので、親委員会の先生からも積極的に御意見をいただきたいと思っております。

では、事務局から、現在の（案）の説明をお願いしたいと思います。その後、先生方にどこまで書くべきかということについて、一度議論したいと思っております。

では、事務局から説明をお願いします。

○白銀専門官 それでは、61 ページの3行目からでございます。

まず「1 カンピロバクター食中毒低減に向けた対策について」ということで、対策に当たって念頭に置くべきことを5～10行目にかけて記載してございます。

「今回の評価結果から、鶏肉の喫食に伴うカンピロバクター食中毒については、家庭及び飲食店において、ある程度の不確実性を含んだ数値として平均約1.5億人が年間に感染するリスクがあることが示されており、また、発症機序等が研究中とはいえ、重篤な症状を呈するギラン・バレー症候群という合併症と関係性があることが示されており、カンピロバクター食中毒対策に当たっては、このことを念頭に置いて進める必要がある」ということを記載してございます。

次が12行目からでございますが、「検討された単独のカンピロバクター食中毒対策では、以下に示す3つの対策が効果の高いものとして示されたため、次節（2 具体的な管理手法の開発に向けた対応について）に留意し、実行可能性を検討の上、各対策について実現に向けた具体的な対応を早急に進める必要がある。

- ①生食割合の低減（消費段階）
- ②汚染・非汚染鶏の区分処理（農場、食鳥処理段階）
- ③塩素濃度管理の徹底（食鳥処理段階）」

次の段落については、生食割合の低減についての記載でございます。

「生食の頻度が現状のリスクに対して突出して高い影響を与えていることから、生食割合を低減するための啓発に努める必要がある。一方で、生食を文化ととらえる考えも根強くあることから、非汚染鶏肉を区分して生産、処理及び流通させるシステムを早急に開発する必要がある。」

次の段落については、組み合わせの効果についての記載でございます。

「また、各対策の組み合わせについて評価した結果、組み合わせることで単独の対策より高い効果となることが示されたため、施策の実施に当たっては、農場から消費までのフードチェーン全般にわたる関係者間で連携を図りながら進めることが必須となる。特に、単独では高い効果を示さない農場汚染率の低減については、食鳥の区分処理と組み合わせることによって高い効果が得られる

ことが示されており、連携した取組として優先的に進める必要がある。」

次の段落については、それ以外の対策についてです。

「今回の評価結果、効果が低いことが示された加熱不十分割合の低減については、サルモネラなど他のハザードを原因とする食中毒防止の観点からは必要な対策であり、今後も積極的に普及啓発に取り組む必要がある。更に、今回の評価では、直接考慮していないが、従事者等への衛生教育や HACCP を念頭に置いた取組を進めることも重要である。」という記述になってございます。

40 行目が「2 具体的な管理手法の開発に向けた対応について」でございます。

まず、共通事項を記載してございます。

「今回の評価で検討に用いられた対策については、フードチェーンの各段階で相当の汚染率または汚染菌数の低減が得られるものとして想定したものであり、個別具体的な手法の効果を評価したものではない。したがって、各対策を具体的に進めるに当たっては、表 31 に例示したような具体的な手法について、その実行可能性及び効果の検証を含めた、実用化に向けた研究・検討が必要となる。また、流通システムの変更等制度上の課題があり、技術開発と並行して関係者の情報共有を図る等積極的な対応が必要である。」ということを記述してございます。

6 行目「(1) 生食割合の低減」

「現状の対策はカンピロバクター・フリー、鶏肉を生産できるシステムに至っておらず、カンピロバクター食中毒対策には鶏肉の加熱処理が不可欠であることを関係者が認識することがまず必要である。そのため社会心理学的な行動変容アプローチなど、効果的な普及啓発を進めていく必要がある。一方、生食は消費者の嗜好や食文化に密接に関わる部分であるため、新たな対策を行う際には、関係者間でのリスクコミュニケーションが重要となる。

また、生食の自粛、生食用鶏肉への指導基準の適用等規制的手法の検討も重要である。」ということ記述してございます。

「(2) 汚染・非汚染鶏の区分処理」は、

「食鳥処理段階で汚染・非汚染鶏の区分処理を行うためには、農場段階で汚染・非汚染農場の区分が行われる必要がある。そのため、農場段階で汚染・非汚染農場を検出するための統一された手法を早急に開発する必要がある。

また、農場から食鳥処理・食肉処理、流通・小売段階まで汚染・非汚染鶏肉が区分されるビジネスモデルの開発及び当該システムを円滑に進めるためのインセンティブなど実施に向けた検討も必要である。」という記述でございます。

「(3) 塩素濃度管理の徹底」は、

「今回の評価では、食鳥処理場における冷却水中の塩素濃度管理の現状を示すデータが得られな

かったことから、当該対策の効果については、CFIA/USDA で検討された塩素添加・非添加のモデルを用いた比較として示されている。すなわち、現状を塩素非添加の状態と仮定し、塩素濃度管理が徹底された場合を塩素添加の状態と仮定してリスクを推定しているため、現実には当該対策の効果は過大評価となっている。

したがって、食鳥処理場における冷却水中の塩素濃度管理については、有効な遊離塩素濃度の確保が行われているかどうかの現状把握・分析を行った上で、管理の徹底を行うとともに、効果的な殺菌剤の使用についても検討する必要がある。」という記述でございます。

「(4) 農場汚染率の低減」は、

「農場へのカンピロバクター侵入ルートの特定及び効果的な汚染防止方法など、農場でのカンピロバクターに対する具体的な手法が開発されていない現状にあることから、農場汚染率の低減に向けた研究開発を早急に進める必要がある。」ということを記載してございます。

41 行目から「3 その他の課題について」ということで、先ほど御説明申し上げましたように、今後の定量的リスク評価に向けたデータの収集等については、前の章に記載しましたので、その他の項目について整理してございます。

「(1) 鶏肉中のカンピロバクター汚染を更に低減するための技術開発」は、

「カンピロバクター食中毒対策のうち、根本的な対策としては、カンピロバクター・フリー鶏肉への汚染を効果的に除去する処理方法が考えられる。これらの技術開発については、早急に取組むことが必要と考える。」

「(2) 精度の高い食中毒患者数把握手法の開発」は、

「今回の評価結果や疫学研究結果と比較し、現在把握されている食中毒患者数については、数オーダー低いものとなっており、他のハザードに関するリスク評価を進める上でも精度の高い把握手法の開発が必要と考える。」

「(3) 合併症に関する研究」は、

「重篤な症状を呈する GBS 等の合併症については、分子相同性を有するカンピロバクターのすべてが GBS を発症するわけではなく、また、宿主側の要因や環境要因などさまざまな要因が発症に関わっていると考えられている。今後、これら未解明の要因に関する研究や治療法の開発を一層推し進めていく必要があると考える。」という記述としてございます。

以上でございます。

○牧野WG座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後のVIII章ですけれども、どこまで書くべきなのかということについて、御意見があれば、積極的にお願いしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○小泉委員 最初に親委員会の方から申し上げたいのですが、実はこれは2以降ほとんど管理官庁の問題だと思うのです。したがって、我々が行ったリスクの確率というところで止めておかないと、こういうことまで記述すると、実は管理官庁はこれに対してどういうふう to 実施したかという報告義務があります。

もしその報告義務でちゃんとやっていなければ、最終的に我々は勧告権を持っているという状態にまで発展しますので、むしろ私はあまりこの管理官庁の細かいところまで言及して、ここに書く、その後本当にこういったことが具体的に検討されていないので、どこまで可能なのかもわかりませんし、こういった検討課題というのは、やはり厚生労働省の薬事・食品衛生審議会、あるいは農水のそういった関係のところを検討すべき課題ではないかと思います。

したがって、研究を進める必要があるとか、あるいはこういった実態調査をすることが望ましいとか、その辺でとどめた方がいいかと思います。と言いますのは、BSEのときにこういった課題をどこまで入れるかで随分もめたことがありまして、今、ピッシングのことについてはやめる方がいいということで、この間も今年度で終わりますという報告をたびたび受けておりますので、そういうことも考えて、ちょっと考察していただければと思います。

○牧野WG座長 今の御意見ですけれども、ワーキンググループの方からいかがでしょうか。文言はともかくとして、基本的には1番を残して、2番のところあまり突っ込む必要はないのではないかということだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中村専門委員 基本的には、私たちはこれで自ら評価でやって、小泉先生がおっしゃったみたいなのは、常に気にはなっているわけです。管理は管理で私らよりは詳しい人たちもいる話ですし、そこへあまり踏み込むとずれたりとか、打ち合わせをした上でやるならいいのですけれども、これができる前に打ち合わせをするというのも何となく違うような感じがします。

大筋の1番をメインにしたところでよろしくという話で、その後に打ち合わせをするならいいですけれども、例えば言いたいことがあって、生食を残すのだったら、地鶏などは認定小規模とかありますね。そういうところで手書きだと、そこをきれいにすればなるとか個人的には思いますけれども、そういうのはあまり書かなくてもいいのではないかという気がしているわけで、いろんな管理の方法は実際に自分たちで実動部隊を持っているところがあるわけですから、そういうふうに思います。

○牧野WG座長 ということは、今の小泉先生の意見に賛同であると。つまり管理手法の方は管理機関の方に任せていいのではないかということだと思います。

○中村専門委員 これが自ら評価で一番最初の話ですね。だから、最初からそう踏み込まなくてもいいのかなと思います。将来的な話は、また慣れてきたら考える話も出てくるかと思います。

○牧野WG座長 ほかに御意見はございますか。

○見上委員長 BSEのときのピッシングとちょっと違うような感じがするのです。ですから、ここに書いてあること自体を管理官庁に対してどうこうせよという話ではなくて、何らかの形で残しておいた方がいい。

というのは、過去において、管理官庁で果たしてこういうことをディスカッションしているのかどうかすらわからないので、その辺も含めて、強制的というか、ピッシングはそうだったのですけれども、半年に一遍報告をくれというような書き方ではなくて、食品安全委員会の自ら評価という意味ではなくて、日本全体のカンピロバクターに対する対応のためには、文章を考えて残した方がいいと思います。

○中村専門委員 例えばこれはⅧ章の中に入っていますね。そういう話ではなくて。

○見上委員長 Ⅷ章に入ろうと入るまいと、それはⅧ章に入ったからどうのこうのという話ではないですから。管理官庁によく詳しい方、こういう話のディスカッションをどこかでやっているのか、やっていないのか。

○猿田評価調整官 基本的には中立・公正に評価すればいいので、管理官庁とすり合わせて、この内容を決めるという筋のものではありません。この書きぶりですが、基本的には厚生労働省自体、または厚生労働省の大臣の諮問機関である審議会で検討しなさいということで、どちらかでの課題について、検討すれば済むだけの話なので、ピッシングのときのように、いわゆる義務をかけて、その後の報告をするというような書きぶりではないと、私どもは認識しております。

BSEのときは中間報告で止まっていますけれども、これは御案内のとおり最初の自ら評価となるのですが、今後の自ら評価の在り方、食品安全委員会の在り方ということにも関連するので、全く意見的な要素がないというのも、自ら評価の在り方として考えなければいけないことだと思います。

例えばの話ですけれども、先ほど春日先生から、ギラン・バレーのサーベイランス的な研究みたいなのをやった方がいい旨のお話があったかと思うのですが、どういう書きぶりになるかは置いておいてなんですけれども、基本的にはリスク管理官庁、具体的に言うと厚生労働省が食品という切り口から、例えば食品衛生法の事業でもってこういうことを考えていくのか、感染症法に基づいて患者さんを数えていくのか。

特定疾患的なもので患者さんについて、その疾患の内容を研究していくのかというのは、向こうで考えていただいて、必要があるならば、こちらに報告するような書きぶり。それは書きぶりによるわけなのですけれども、決めればいい話なので、今後どのくらい発生して、どういう疾患なのかをこちらに報告するという話ではないと認識しておりますので、そのところは親委員の先生、このワーキンググループの委員の先生の中で、どういう書きぶりの方がいいものなのか。リスク管理官庁

全体に対して、どのようなことを書いていったらいいかということを検討していただければよろしいのかなと思っております。

以上でございます。

○牧野WG座長 ありがとうございます。ほかにどなたか。

○小泉委員 ちょっと言葉足らずだったかなと思いますので、追加させていただきます。要するにこういうことはリスクモデルを使った確率論的に調べた結果、非常に重要であるということがわかったと思うのです。したがって、2以降は各項目の(1)(2)といったものが分析上、非常に重要と推測されるので、今後こういうことについてはできるだけ管理官庁の方でしっかりと検討していただきたいということは言ってもいいかなとは思いますが。

○牧野WG座長 いかがでしょうか。よろしいですか。ということは、ここの2番の書き方をもう少し緩めて書くか削るか。次の微生物のリスク評価が入ってきますので、最初のモデルケースになりますので、ここでしっかりしておかないと、また議論を繰り返すことになると思いますので、いかがでしょうか。春日先生。

○春日専門委員 この議題は将来の食品安全委員会自体の在り方に直接関わってくるので、非常に重い議論だと思いますし、専門調査会としては意見は言えますけれども、最終的には親の食品安全委員会で十分に方向性を議論していただいて、お示しいただくことが必要になると思います。

もしかして御参照いただけるかなという情報を少し申し上げますと、コーデックスで位置づけているリスク評価というのは、先ほど小泉委員がおっしゃいましたように、あくまでも現状のリスクを推定して、しかも可能な対策をとったときに、どのくらいの被害軽減効果が見込まれるか、期待できるかというところで止まるのです。

それを受け取って、リスク管理対策を検討して選択するというのは、リスク管理機関の役割なんです。そこの議論に当たっては、リスク管理機関はリスク評価結果だけではなくて、それぞれの管理対策の実行可能性やかかるコスト。ですから、コストに対する効果の評価も含めて選択することになります。

ですけれども、それはあくまでもコーデックスの整理なのです。日本で食品安全基本法ができたときに、食品安全委員会にどういう役割が付加されたかということ、それはいろいろな解釈が可能だとは思いますが、私も含めて一部の方々には純粋なリスク評価だけではない役割も食品安全委員会には期待されていると考えると考え方があると思います。それは緊急時対応であったり、リスクコミュニケーションであったり、勧告権まで持つような踏み込んだ在り方がそこに表れていると思います。

そうしますと、リスク管理措置を選択する上での検討内容に、あまり具体的にリスク管理機関の

審議会がやるほどのことではないのですけれども、単純なリスク評価よりは、もうちょっと具体性を持ったサジェスションを示すことが、日本の食品安全委員会には期待されているのかなと思います。

もう一つは、自ら評価をすること自体、コーデックスの枠組みからは一步踏み込んだものになっています。ですので、本評価が自ら評価であるということを考えますと、やはりそのリスク管理措置の在り方について、少し具体的な助言を書くことは逸脱したことではないと思います。

そのときにやはりリスク管理機関としての検討がどうしても必要なわけですし、その余地を十分に残すためにも、結果的には小泉委員と見上委員長の折衷案になるのですけれども、2番の第2節の項目は残しつつ、その中に書いてある具体的な管理手順や項目については、もう少し具体性をあいまいにして、書き直す工夫は必要かなと感じます。

○牧野WG座長 ありがとうございます。

○本間委員 私も食品安全委員として、この一部を記録として残しておく方がよろしいのではないかと思います。そうでないと、食品の議論をあまりしないままにしているというような誤解も受けかねないと思います。

このところはやはり我々の議論が線を引いて、内側だけで議論をしたということではなくて、そちらに触れる部分もあり得ながら議論をしていった。そして、その中で我々のよって立つところを色濃く出してある報告でありますので、我々の知恵の及んだ範囲の中で、必要であるという書き方は避けた方がいいと思いますけれども、こういう点の議論があったということ。少なくともそのくらのものは残しておいていただいた方が、お互いの関連ということもあるわけですから、正直な対応ではないかと思います。希望いたします。

○牧野WG座長 ありがとうございます。そのほかに御意見はございますか。

○荒川専門委員 そうしますと、10ページの評価目的のところに、ここは現状のリスクと想定される対策を講じた場合の人の健康に及ぼすリスクを推定するというにとどまらず、それに基づいて必要な科学的な提言を行うということまで書くのか。ここに書いてあるのは、推定するというとまで目的になっているので、そこをどうするかですね。ここの目的に関わってくるかなという気がするのです。

○牧野WG座長 推定・解析し、必要な取組についても言及するとか、言葉は別としても、少し書き加えた方がいいかもしれないということですね。ここを相談させていただきたいです。

○藤川専門委員 今、議論になっているところですが、リスク評価という見方からすると、62ページの1～4までの低減するための有効な手段として、オプションとしてこういうものがありますという表現にすると、この1～4までがかなり生きると考えられます。61ページの終わりから62ペ

ージを見ますと、必要がある、とか表現が強いので、表現を変えていただければ、提言という形で1～4は生きてくるのではないかと思います。

○牧野WG座長 まとめますと、今、荒川先生のおっしゃったところは、61～62 ページをどうするかで変わるとは思いますけれども、基本的にはもうちょっとマイルドな形に書き換えて、こういう可能性とか提言というよりもサジェスチョンのところで止めておいた方がいいのではないかとこのところになるかと思はますけれども、小泉先生、いかがですか。

○小泉委員 私はやはりリスク評価した結果、こういうことが非常に大切であったということを書かれるのは一向に構いませんが、必要であるという、しなかったらどうなるのかという逆の発想になりますので、その辺は少し考えていただければと思います。

○牧野WG座長 わかりました。2項ということですが、この3に関しては書いておいた方がいいかなという気がするのです。リスク評価に向けて、これから足りないところは何なのだという事ですので、このⅧ章では2についての文言を少々変えていくということによろしいですか。

○牛島専門委員 3の今後の課題で（3ですが、確かに合併症の研究は必要なのですが、それ以外に例えばカンピロバクターで不顕性感染があるとかないとか、そういったことを含めて、広い意味での疫学調査もある意味では継続的にどなたがやる必要があるのではないかと気がしますがけれども、いかがでしょうか。

○牧野WG座長 そのこのところは、先ほど春日先生の方からおっしゃった臨床家との協力というところで対応できるのかなと思はます。

○牛島専門委員 ですから、もうちょっと病気ということよりも、不顕性のところで広めてやっていたいただければいいかなと思はます。

○牧野WG座長 そのほかに何か御意見等はございますか。

○藤井専門委員 61 ページの1ですが、1でまとめ上げたことについて、具体的にこういうことは考えられるということを書くにとどめておけばいいと思うのですが、その場合に1のところ①②③が、2のところでは（1）（2）（3）となっていると思うのですが、そうすると（4）が2では唐突に出てくる感じが思えるので、1のところに④と入れておいた方が具体的にわかりやすいと思はます。

ですから、1の生食割合の低減といっても、具体的に何を考えているかということがわからないので、2で具体的に述べたということにしておけば、2があることはむしろ好ましいことではないかと思うのです。

○牧野WG座長 わかりました。④を書いておいた方がいいだろうということですね。

○荒川専門委員 その評価書の中で大事なことは、46～49 ページくらいにかけて、考察の前に書

かれています、そういう管理の仕方によってそれぞれ感染したり発症したりする人がどのくらい低減するかということが、それぞれ4つに分けて書かれていますので、これは少しサマライズして、このまとめの中に入れて、どの程度のリスク管理が必要なのかということがわかるような記載にした方が、まとめがわかりやすくなるのではないかという気がします。

○牧野WG座長 今の点につきまして、事務局からございますか。

○白銀専門官 先ほどの藤井先生からの御指摘でございますが、61ページの29行目からの「特に、単独では高い効果を示さない農場汚染率の低減については、食鳥の区分処理と組み合わせることによって高い効果が得られることが示されており、連携した取組として優先的に進める必要がある」という記述を踏まえての2番の(4)という書き方となっているのですけれども、確かに①～③が(1)～(3)に対応していて、(4)がちょっと不明確だと言われる部分はおっしゃるとおりかと思います。ここは修正した方がよろしいでしょうか。

○牧野WG座長 そうですね。今、荒川先生の言われました46～49ページの内容を少しサマライズして、この最後のⅧ章にまとめて、だからこういうような対策が考えられるというふうにした方がいいということですが、これはいかがですか。

○中村専門委員 荒川先生のお話は賛成で、61ページの一番上の食中毒低減に向けた対策について、ここでギラン・バレーがかなりのウェイトをとっているのですが、1の中ではあまり出てこない話で、何かこれの収まりが悪くて、これよりは荒川先生のおっしゃった話をここに入れた方がいいような気がします。ここでギラン・バレーのウェイトが高過ぎるという気がします。

○牧野WG座長 春日先生。

○春日専門委員 私も61ページ目の一番最初の段落は、ギラン・バレー症候群のことがすごく強調されているなという印象を持ちますので、その点では中村先生と同じ意見です。

逆に、荒川先生に御質問したいのですが、58～60ページ目までにリスク評価の結果としてのまとめがあります。ここが先生が御指摘になった前のところですね。リスク管理による低減の内容を一度まとめている部分になりますが、それに加えて、もう一度重ねる形でⅧ章でも新たにまとめが必要という御意見でしょうか。

○荒川専門委員 このⅧ章が全体のまとめで、まずこれを全部読めば、この評価書の内容がわかって、更に詳しく見たい人は前の方を見るような構成ということであれば、このⅧ章のまとめの中に、あまり書き込んでしまうと文章が長くなりますけれども、それぞれのいろいろな組み合わせによって、最もシンプルな組み合わせだとあまり効果が期待できないけれども、一番効果が期待できるような組み合わせはこういうことだと、それによって少しずつ効果が違うことがあるということ、もう少しここに書き込まれた方が、わかりやすいかなという気がするのです。

○牧野WG座長 今回の荒川先生のお話は、実は 61 ページの 2 段落目の「以下に示す 3 つの対策が効果の高いものとして示された」というところで実は集約されてしまっているんです。

具体的に数字等はⅦ章に書いてあるので、それを参考にして、効果の高いものはこの 3 つですよと。4 つになるかもしれませんが、ということを行っているのです。そこに果たしてⅦ章の繰り返しを具体的にどこまで入れるかということになるかと思います。そこを入れられるかどうか、まとめなので、あまりしつこくないようにしたいと思いますので、ちょっと検討して、また後日メールで流して確認いただくということによろしいですか。

そのほかにございますか。

○春日専門委員 大事なところなのですけれども、61 ページの 18 行目の②と 62 ページの (2) は共通なのですが、研究班で比較し、この評価書本体にも見ている区分のところは、鶏を感染しているか感染していないかで区分しているわけではなくて、鶏群を区分しているので、ここは汚染・非汚染鶏群の区分というふうに「群」を入れていただきたいと思います。

○牧野WG座長 では、群を入れて書き直すということにします。

そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。修正した修正箇所が少し増えるかもしれませんので、後日書き直したものを配布して、1 回見ていただくということをしてしたいと思います。

そのほかにございますか。どうぞ。

○荒川専門委員 結局ギラン・バレーについては、カンピロ以外に例えばマイコプラズマなどの感染症の後にも起こるとか、ほかの病原体についても因果関係が言われているのがありますので、例えば 63 ページのところと言いますと 12 行目です。「GBS を発症するわけではなく、ほかの病原体との関係も指摘されており、更に宿主側の要因や環境要因などさまざまな要因が発症にかかっていると考えられている。」という、要するに GBS の原因がカンピロバクターのみであるということで、ほかの病原体の関与も可能性として検討されているということがわかるような文面を、55 ページのカンピロのところの記載もそうなのですけれども、カンピロが GBS の発症に関わっているとは書いてあるのですけれども、ほかの病原体との絡みも言われているという記載が抜けているので、少し補われた方がいいかもしれません。

○牧野WG座長 これの 55 ページの 2 の (3) のところにも少しは書いてありますね。

○荒川専門委員 わかりました。では、結構です。

○牧野WG座長 そのほかにございますか。よろしければ、これで今のところの点は意見は以上ということで、一度閉めさせていただきたいと思います。

これは食品安全委員会が出す評価結果全体の総合性を考慮する必要がありますので、修正を加え

た後、自ら評価の結果を踏まえた食品安全委員会の意見という位置づけでもありますので、このところはワーキンググループとして出した後に親委員会の方で一度御議論いただいて、判断を委ねたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に具体的な表現等について議論をしたいと思っております。それぞれの項目について御意見が寄せられました各専門委員から、追加説明や表現振りについての意見などをお願いしたいと思っております。

また、この案に記載されていない事項で議論が必要と思われるものもありましたら、御意見を願いたいと思います。全体的にもう一度見たいということでもあります。

専門委員の方から意見が出されてきていますけれども、それが十分反映されているのかというのをいま一度、確認していただきたいと思います。そのほかに議論が必要な部分があれば、言っていただきたいと思いますが、よろしいですか。反映されていますね。

では、第Ⅷ章はこちらの方で一度文章をつくって、1回チェックをいただくということにしたいと思います。

そのほかに御意見等はございますでしょうか。

○春日専門委員 結果の示し方にもう一度戻るのでありますが、今ここで発言してよろしいでしょうか。前回、中村先生から、生食を提供する飲食店としない飲食店でのリスクを分けて考えたらどうかという御意見がありました。そのときは飲食店に関して、それを分ける情報がないので、無理だと思ったわけなのです。

その後、今度は研究班に持ち帰ったときに、現在の日本人平均としての感染者数が1年間に約1.5億人という結果を導くに至った過程をもう一度議論しているうちに、感染の確率は結果のグラフで示されているところで、41ページの図11、42ページの図12。

これはそれぞれ家庭と飲食店における1食当たりの感染確率なのですが、前回、長谷川さんから説明がありましたように、一番左のバーですね。感染確率が1食当たりゼロというバーは、このページどころか、ずっと向こうの方まで突き抜けるほど高い。それに対して、ごくごく一部の高い感染率が右の方に尾を引いているという説明がありました。

このところを研究班の中で議論したところ、やはりこれはあまりにもごく一部の逸脱事例が大きく平均値に影響している結果であるために、この部分を分けて解析することがよりよいのではないかという意見が出てまいりました。

それはどういうことかということ、消費者側を生食する人としない人に分けた考え方なのです。そういう考え方で行きますと、飲食店を分けるのとは違いまして、調査事業でアンケートをとっていただいたときのデータがあります。生食の割合で84ページのアンケート結果かなと思ったのです

が、20 ページにもまとめてありますね。もう少し詳しいものが 84 ページの方にも出ています。

このデータを使って、生食をする人については1食当たりの感染確率がどのくらいか。それに基づいて1年間当たりの感染回数がどのくらいか。生食をしない人についてはどうなのかということを示した方が消費者にとってはよりわかりやすい情報になるのではないかという議論を進めました。

具体的には、このワーキンググループの今後の進め方に影響をするので、先生方の御意見をいただきたいのですけれども、もしもそういう形での結果の計算の仕方を追加することになりますと、ちょっとお時間をいただきたいんです。ですので、スケジュール的に延びてしまうことになるので、そのことの不利益と結果が消費者にとってどういうふうになりやすくなるかという利益とのバランスを御議論いただき、それで研究班にお返しいただければ、それに従って、私たちの方で対応したいと思っております。

○牧野WG座長 今のことについて、いかがですか。中村先生。

○中村専門委員 申し上げたときは、一応こういう形でできてしまっている話もあって、元へ戻ってやる時間的な話とか、あるいは結果がえらく違ってきてしまったりすると、またそれなりの話もあって、ただ、気にはなっているという話で申し上げたのですけれども、できるならやっていただいた方が、何か残してそのまま行ってしまうよりはいいと思うのです。

○春日専門委員 もう一つ言い忘れたことがあったのですが、まとめとしての結果は延べ感染者数ということでは、平均値は変わらないはずですが、ただ、その内訳が変わって、生食をする人に関してはもっともっと感染回数が増えて、生食をしない人は本当にゼロに極めて近いという結果が出るものと想像しております。

○中村専門委員 飲食店と家庭での差みたいのもあったでしょう。特に生食をする人がかなり多くて、こういうふうになると、より今の現実に合っているのではないかという気がします。

○牧野WG座長 今の春日先生の議論で行けば、消費者は生食をする人と生食をしない人で分ける解析方法が可能だということになるわけです。そうすると、生食をする方がリスクが非常に高いよというのはダイレクトにわかるだろうということだろうと思うのですけれども、それを時間的な余裕でそこまで待って、もう一度評価書をつくり直すかどうかということになるろうかと思えます。

ただ、これはこの評価書とは関係ないところで、研究班としてもやっていきたいということですね。ですから、出てきたものを評価書に新たに付け加える、バージョンアップされるというのはあるかもしれませんが、そこまでこの評価書の案を待つかどうかということになるろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○中村専門委員 これも始まる前に座長とお話ししたのですけれども、いろんな話で、パブコメが

終わって出るまでには、またかなりの時間がかかるような話で、それがまた遅れる話で、時間がかかり過ぎるのかなど。あと、まだ3つも残っているという話で、大筋の結果がひっくり返るような話でなければ、中身の区分けの話だったら、これはこれで進めておいて、そちらでやっていただく方が、そうしないと止まってしまう話になるので、もったいない気がします。

○牧野WG座長　という意見なのですけれども、ほかにございますか。

○関崎専門委員　リスク評価指針をつくる時にも、つくった評価指針があれでいいのかというような議論がありまして、一定期間が経ったら、また見直しもあっていいのではないかという議論があったのですけれども、今回の場合もこの答申を1回出した後に、また一定期間後に見直すということを入れれば、それはそれでどんどんバージョンが変わって、新しくなっていくので、解決できるのではないかと思うのです。

○猿田評価調整官　内外から後でおしかりを受けるかもしれないのですけれども、この評価書については非常に役所的なレベルでまとまっていて、いいと言えばいいと思うし、個人的に言うと私はかなり不満というか、食品安全委員会の在り方として、事務方からこういうことを言うてはあれなのですが、あえて言わせていただくと、少し打って出るべきものもあるのではないかと思っているところがあります。

今、春日先生から御指摘いただいたと思うように、日本国でカンピロバクターの評価をするわけであって、日本国独自のつまり生食の文化も入ってはいるのですけれども、無難なところに収まり過ぎていて、私個人の意見はワーキンググループだから今日言わせていただくのですけれども、生食の文化の市民権というか存在を認めた上で、生産流通、消費まで踏まえた上で、せつかく計算式も出ているので、カキとか寿司というような生食文化のものと同じように、別の生産流通管理とかがあった場合にどう変わるのかとか、そういうことをもう少し盛り込む方が私はいいいのではないかと、個人的には思っております。

何でかと言うと、具体的にギラン・バレーについて、関与の割合は3分の1としても、日本でもって年間数百名は、カンピロバクターによってかかっているというのがこれで出ている中で、どこまで踏み込むか。医療費のところまで踏み込むかどうかは食品安全委員会のスタンスとして、どこまで踏み込むかを考えなければいけないのですけれども、かなり大きなものだと思います。

現状のこの評価書だと、管理機関をあまり動かすところまでは行っていないのではないかと、個人的には認識していますけれども、もしそれで管理機関をある程度、数字、データまたは数式によって動かせるならば、第2版、第3版があるかどうかかわからないのですけれども、そういうふうになれば、国民からの見た目でもって、食品安全委員会はこういうことをしているのだと、打って出られるかなと個人的には期待しているところもあって、もし春日先生からもし今後研究をして、そう

いう面があるのであれば、そういう目から生産流通管理が生食という文化を認めた上で、別の流通管理というものをつくってできるのであれば、せつかく数式を用いているとやられてきたので、そうなる医療費までは踏み込むかどうかは別として、公衆衛生はこのくらい向上するということが書ければ、食品安全委員会の評価としては、他国よりもより踏み込んだ内容になるのかなと常々考えていて、事務方でもそこまではいけないだろうということで、現状としては今日提出した資料になっているんですけども、委員会としてはもう少し踏み込んだ内容が国民から期待されているのではないかと、私については常々そう思っております。

先ほどの8でどこまで踏み込むかという議論は、先ほどのようなことで今回はよろしいと思うんですけども、今後、食品安全委員会はどのようにしていくのかをできれば親委員会などで考えていただければと思っております。あくまで個人的な意見でございます。事務局の意見ではございません。ワーキンググループということで発言させていただきました。

○牧野WG座長 ありがとうございます。仮に春日先生の方で、大事なものは重々承知しているんですけども、そのデータをこれに書き加えて修正すると、時期的にはどのくらいかかるものですか。

○春日専門委員 年度末なのでいろいろと立て込んでいっている中で、どうやって時間を見つけるかなんですが、私一人でやっていることではないので、おおよその見当ですけども、やはり1か月半くらいはかかると思います。

○牧野WG座長 多分、相当急いでも1か月半くらいはかかるだろうなと思います。そこまでこの評価書の案を置いておいて、少しペンディングにするのかというのは、時間的には難しいような気がするのですが、さっき関崎先生のおっしゃったように、それが出た時点で少しバージョンアップしていくということが可能であれば、そうしていくというのでいかがでしょうか。

できれば年度内に、タイムスケジュールを見ると、どんどん延びたこともありますので、できればなるべく早くカンピロバクターの評価案をまず第一歩として出したいという気がしております。その辺はいかがでしょうか。

○春日専門委員 具体的な方策として、バージョンアップとなりますと、例えば親委員会をクリアして、パブコメもクリアしたもののバージョンをもう一度アップするというので、同じ手順を踏まなければいけないようなことも想像するんですけども、部分的に追加するということは、パブコメまでのプロセスを含めなくても可能なのでしょうか。

○見上委員長 事務的にどうというよりも考え方として、パブリックコメントをやっている最中ででき上がると、パブリックコメントは1か月ありますので、その間に入る余地があれば、本委員会でそれを認めれば可能だと思います。

ただ、それが2か月、3か月になってしまうとあれですけども、1か月のパブコメ中にという感じだったら、一つの方法としてはあるのではないかと思います。

○関崎専門委員 今この状態の案で、案がとれたとしますと、例えば非汚染農場というのはどういうものを非汚染農場と言うのか。あるいは今後の対応のところにもありますけれども、生食用鶏肉への指導基準みたいなものを、もしこれからリスク管理機関がつくるとしたら、一体どういうものを生食用鶏肉というのか。菌数何個未満とか、そういう基準の数値がきつと出てくると思うんです。

それを恐らくまた食品安全委員会が、その基準は妥当なものかどうかというリスク評価を必ずしなければならいわけで、そうなるとこの評価はまたそのときに部分的にせよ、見直さなければならぬ宿命にあると思うのです。

ですから、これだけではなくて、やはり今後も必要に応じて見直していくということは、これはもう必ず行われるプロセスだと思いますので、私は春日先生がおっしゃった、これからの検討を急いで入れるということが無理にしないで、必ず見直さなければならぬことになるのではないかと思います。

○牧野WG座長 そのほかに御意見はございますか。実は今回のワーキンググループを最後にするのかしないのかということも非常に大きな関係がありますので、延ばすとあと1～2回するということになるのです。可能であれば今回でまずこの案は、不十分なのは重々承知しているのですけれども、1回ストップして、その間に多分パブコメを求める間に相当時間がかかると思いますので、その間に親委員会の方でも在り方を審議していただいて、この評価書の案は専門調査会の方にも一度かかると思いますので、そのときにも議論がまだできると思いますので、回したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

では、今回のワーキンググループで何とかまとめて、修正点が相当ありますので、すんなりこの評価案がこのまま通るというわけではありません。相当こちらで直した部分を皆さんに一度見ていただいて、御確認いただくというプロセスをとりたいと思います。

ほかに何か御意見等はございますか。

○荒川専門委員 今後これはバージョンアップをされていくということを前提にした場合、まとめのところとか課題の中に、現時点で得られるいろいろな情報を基にした評価はここまでなのですが、例えば更に今回十分評価し切れなかったところについては、こういうような情報があれば、評価ができるというものを少し盛り込んで、次の研究みたいなものにつなげて、そういう情報を確保した上で、現在不確かで十分評価できなかつたところがあった場合に、そこを固めていくということにつながるようなものを課題のところの数行入れられたらどうかなと思うのです。

○牧野WG座長 今の点は62ページの3の今後の課題にもう少し言及していけばいいということ

になろうかと思いますが、この点はいかがですか。

○白銀専門官 事務局からです。今、荒川先生の方からいただきました御指摘でございますが、51ページにこの定量的なリスク評価の今後の評価に向けた課題という欄でも一部書き込んでございまして、これはモデルを使った定量的な評価をもっと精緻なものにしていくための趣旨で、ここにとりまとめをいただいている部分で、それ以外のところを62ページの3のその他でまとめているという区分けはしているつもりでございます。

ですから、62ページの3番のところに書くべき部分が更にあるということでありましたら、そこに書き込むべきかと考えております。

○牧野WG座長 その点、少しあるようでしたら、事務局の方に案でもいいので言っていただければと思います。よろしくお願いします。

そのほかに何か御意見等がございますか。よろしければ、事務局から何かあれば、お願いします。

○白銀専門官 特にその他はございません。

○牧野WG座長 本日はそのほかに委員の方々から御意見がなければ、カンピロバクターのリスク評価のワーキンググループとしては、今日で最後ということで終わらせたいと思います。ただ、メール等ではまだお願い等がありますので、その辺はよろしくお願いします。

今後は親委員会の方に出した後に、パブコメ等がありますけれども、そのときはこのワーキンググループが中心で動くことになると思いますので、まだまだお呼びがかかると思いますので、よろしくお願いします。

では、今日は少し早く終わりましたけれども、御審議を長い時間、ありがとうございました。本日の審議内容につきましては、配布資料とともに後日ホームページで掲載したいと思っております。

この後の日程等につきましても、このワーキンググループは終わりますけれども、また後日、事務局の方を通じて連絡いたしますので、よろしくお願いします。

今日はどうもありがとうございました。